

議案第 49 号

太宰府市立共同利用施設の指定管理者の指定について

上記について、別紙のとおり指定する。

令和5年12月 1日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を指定するに当たり、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

1

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立都府楼共同利用施設 (太宰府市都府楼南三丁目4番1号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	都府楼区自治会 (太宰府市都府楼南三丁目4番1号)
指定の期間等	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

2

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立水城共同利用施設 (太宰府市水城一丁目24番18号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	水城区自治会 (太宰府市水城一丁目24番18号)
指定の期間等	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

3

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立長浦台共同利用施設 (太宰府市長浦台一丁目9番6号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	長浦台区自治会 (太宰府市長浦台一丁目9番6号)
指定の期間等	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

4

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立青葉台共同利用施設 (太宰府市青葉台四丁目7番1号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	青葉台区自治会 (太宰府市青葉台四丁目7番1号)
指定の期間等	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

5

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立大佐野台共同利用施設 (太宰府市大佐野五丁目4番1号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	大佐野台区自治会 (太宰府市大佐野五丁目4番1号)
指定の期間等	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

6

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立向佐野共同利用施設 (太宰府市向佐野二丁目8番8号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	向佐野区自治会 (太宰府市向佐野二丁目8番8号)
指定の期間等	令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで

7

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立国分共同利用施設 (太宰府市国分三丁目17番6号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	国分区自治会 (太宰府市国分三丁目17番6号)
指定の期間等	令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで

8

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立通古賀共同利用施設 (太宰府市通古賀四丁目6番26号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	通古賀区自治会 (太宰府市通古賀四丁目6番26号)
指定の期間等	令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで

9

指定管理者に管理を行わせようとする共同利用施設の名称及び住所	太宰府市立吉松共同利用施設 (太宰府市吉松三丁目10番15号)
指定管理者となる団体の名称及び住所	吉松区自治会 (太宰府市吉松三丁目10番15号)
指定の期間等	令和6年4月 1日から 令和9年3月31日まで